

(別添資料)

「現行規定と改正案との対照表」

現行定款	改正案	備考
<p><b>第6条</b> 本会の正会員は、次の資格のひとつを備える者とする。</p> <p>(1) 東京大学、京都大学、東北大学、九州大学、北海道大学、大阪大学、名古屋大学及びその前身の帝国大学、(旧) 京城帝国大学、(旧) 台北帝国大学出身の学士</p> <p>(2) 前号の大学の大学院出身の修士又は博士（専門職学位を含む。）</p> <p>(3) 第1号の大学の学長、教授、准教授又はその職にあった者</p> <p>(4) 論文を提出して第1号の大学から学位を受けた者</p> <p>(5) 第1号の大学に在学し学位を受けなかった者等で、会員となるにふさわしいと理事会が認めた者</p>	<p><b>第6条</b> 本会の正会員は、次の資格のひとつを備える者とする。</p> <p>(1) 東京大学、京都大学、東北大学、九州大学(旧九州芸術工科大学を含む)、北海道大学、大阪大学(旧大阪外国語大学を含む)、名古屋大学及びその前身の帝国大学、(旧) 京城帝国大学、(旧) 台北帝国大学出身の学士</p> <p>(2) 左記に同じ</p> <p>(3) 第1号の大学の学長、<b>副学長、理事若しくは監事の職にある者</b>又はそれらの職にあった者</p> <p>(4) 第1号の大学の教授、准教授、<b>助教若しくはその他の常勤の教育研究職にある者又はそれらの職にあった者</b></p> <p>(5) 論文を提出して第1号の大学から学位を受けた者</p> <p>(6) 第1号の大学に在学し学位を受けなかった者、<b>同号の大学の運営に貢献した者等で</b>、会員となるにふさわしいと理事会が認めた者</p>	<p>[改正趣旨] 九州大学及び大阪大学にそれぞれ統合された旧九州芸術工科大学及び旧大阪外国語大学出身の学士、学位取得者及び教職員等だった者に、九州大学及び大阪大学の場合と同一の会員資格を認める。</p> <p>[改正趣旨] 新たに「副学長及び役員」に会員資格を認める。</p> <p>[改正趣旨] (旧第3号の規定の「第1号の教授、准教授」以下を第4号として独立させ) 第1号の大学の教授、准教授、助教その他の常勤の教育研究職又はそれらの職にあった者」を加える。</p> <p>[改正趣旨] 理事会が個別に会員資格を認める例として、「第1号の大学の運営に貢献した者」を加え、一般の管理職、専門職等も理事会の認定により会員資格が認められることを明らかにする。</p>